

目 次

第1章 総 則

- 第1 目的
- 第2 留意事項
- 第3 用語
- 第4 運用基準の適用

第2章 運 用 基 準

第1節 総 論

- 第1 令別表第一の取扱い
- 第2 収容人員の算定
- 第3 消防用設備等の設置単位
- 第4 階及び床面積の取扱い
- 第5 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱い
- 第6 既存防火対象物の適用除外及び用途変更の特例
- 第7 仮使用する防火対象物の取扱い
- 第8 仮設建築物の消防用設備等の取扱い
- 第9 令第8条に規定する区画等の取扱い
- 第10 消防用設備等に係る軽微な変更

第2節 消 火 設 備

- 第1 消火器具
- 第2 2以上の消火設備に兼用する加圧送水装置等の取扱い
- 第3 2以上の防火対象物に兼用する消火設備の取扱い
- 第4 屋内消火栓設備
- 第5 スプリンクラー設備
- 第6 水噴霧消火設備等を設置すべき防火対象物の取扱い
- 第7 泡消火設備等で移動式とすることができる場所の取扱い
- 第8 水噴霧消火設備
- 第9 泡消火設備
- 第10 不活性ガス消火設備
- 第11 ハロゲン化物消火設備
- 第12 粉末消火設備
- 第13 屋外消火栓設備
- 第14 動力消防ポンプ設備
- 第15 パッケージ型消火設備
- 第16 パッケージ型自動消火設備

第3節 警 報 設 備

- 第1 自動火災報知設備
- 第2 ガス漏れ火災警報設備
- 第3 漏電火災警報器
- 第4 消防機関へ通報する火災報知設備
- 第5 非常警報設備
- 第6 特定小規模施設用自動火災報知設備
- 第7 複合型居住施設用自動火災報知設備

第4節 避 難 設 備

- 第1 避難器具
- 第2 誘導灯及び誘導標識

第5節 消 防 用 水・消 火 活 動 上 必 要 な 施 設

- 第1 消防用水
- 第2 排煙設備
- 第3 連結散水設備
- 第4 連結送水管
- 第5 非常コンセント設備
- 第6 無線通信補助設備

第6節 そ の 他

- 第1 非常電源
- 第2 特定共同住宅等の取扱い